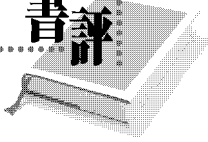


書評



廣瀬健二 著

子どもの法律入門

臨床実務家のための少年法手引き

高岡 健

「少年による凶悪事件の続発等を受けて少年法が広く社会の注目を集めているが、その改正問題をみても、マスコミを含め、一般にどれだけ正確な理解がなされているか心許ない」「残念ながら、私が少年問題に関わる教育関係者や臨床実務家と接する際にも同様の不安を覚えたことが希ではない」——本書を出版する目的は、ここにあるらしい。そうだとすれば、著者は十二分にその目的を果たしていることになる。

たとえば、「少年に対する刑事処分・刑事手続き」と題された章を読んでみる。すると、少年の刑事裁判は数が少なく、著者でさえたった数件しか担当していないという事実から始まり、刑事手続き・捜査手続き・刑事処分選択などが順序よく、過不足なしに記載されていることがわかる。臨床実務家は、短時間で少年の刑事処分について整理し、理解することができるのである(ただし、同じく少数ながら、精神科医が関与を要請されることのある精神鑑定については、触れられていない)。

そればかりではない。本書には、著者自身の意見が、少しだけだがはめ込まれている。たとえば、いわゆる原則逆送について著者は、保護処分とする例外が認められているし五十五条移送の制度も維持されているがゆえに、それは「運用上、家庭裁判所に刑事処分としない根拠を説明する義務を課したもの、換言すれば科学調査の正当性をアピールする機会を与えられた

ものと評することもできよう」と述べている。

素人には詭弁とも映りかねない見解だが、「高等裁判所で刑事控訴審および少年事件の抗告審を三年弱担当するとともに…平成一二年の少年法改正作業にも裁判官として関与してきた」という著者の経歴をみるなら、ここにはおそらく無視できない重みが含まれていると考えざるを得ない。

なお、本書は再改正についての提案にも頁を割いている。触法・虞犯少年に対する警察の調査権、一四歳未満の少年の少年院送致などがそれであり、著者は「いずれも基本的には支持できる」と述べている。もっとも、提案に対する反論はほとんど紹介されていないから、読者は日弁連による意見などを参照しつつ、自ら考えるしかない。本書が「入門」とうたわれている以上、それはやむをえないところであろう。

その他、本書第2部には、「法とところ」と題された、村瀬嘉代子・藤川浩・著者による鼎談が収載されているが、これはほとんど蛇足のように評者には思われた。だが、それはあくまで評者個人の感想に過ぎず、とくに修復的司法に対する問題点を指摘した箇所などは、きっと共感を覚える読者が少なくないと思う。

(岐阜大学医学部精神病理学分野)

● 四六版 208頁 2005 定価2,520円(本体2,400円+税) 金剛出版